

議案第60号

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
静岡市清水三保体育館	静岡市清水区三保2069番地の26

を

」

「

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
----------	-----------------

に

」

改める。

第4条第2項中「静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館（以下「静岡市清水三保体育館等」という。）」を「静岡市由比体育館」に、「静岡市清水三保体育館等以外」を「静岡市由比体育館以外」に改める。

第5条第3項及び第6条第1項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第8条中「静岡市清水三保体育館等の利用の」を「静岡市由比体育館の利用の」に、「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改め、「及び別表第2まで」を削る。

第10条中「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改める。

第10条の2中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第16条第1項及び第2項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改め、同

条第3項中「別表第3から別表第8まで」を「別表第2から別表第7まで」に改める。

第18条及び第20条中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第1とする。

9 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。

別表第8備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第7とする。

9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市体育館条例別表第7の規定に基づく静岡市蒲原体育館の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。